

別符氏について

1. 行隆の墓

この墓や板碑と思われるもの記述として書かれたものを調べて見ると天明2年(1782)の高山彦九郎の「武州旗羅廻」が一番古いようです。



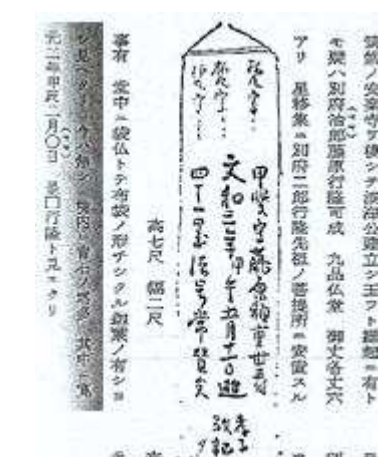
彦九郎は別符氏の板碑と五輪塔の写生をしました。でも、「安楽寺の往持に会って古跡を問いに委(くわ)しからず」と書かれています。

彦九郎は、写生した板碑や五輪塔のことも聞いたと思いますが、その詳細は聞けなかったようです。

その時の彦九郎の「御朱印は」との問いに、新編武蔵風土記稿には記載がありませんが、「除地(税を課せられない地)」は、20~30石はあったようです。

この彦九郎の描いた絵、今の和尚さんが現在のものと違っていると云っていましたので、その後に見に行きましたが違っていました。今のものは、「別府郷土写真帳」のものと同じようになっています。多分、彦九郎さんが見た後に配置換えがあったと思われる。

その次に見られるのは、「武蔵志」のようです。これは、福島東雄(享和3年(1803)卒)が作り始めたようですが、途中で亡くなったため、孫の貞雄が残りの3巻を加えて再編したとのことです。



東雄は、彦九郎と同じように板碑の写生をしたようですが、頼重の板碑しか写生をしていなかったようです。この文の中に「星移集」とありますが、これは湘山星移集のことで、彦右衛の「旅宿問答」から転用された文のようです。

別府郷土写真帳の記述は稲村担元氏が記述したようですが、金鑽宮守氏の考えが入っていると思われる。その前年に書かれたと思われる「埼玉史談 第7巻 第6号(昭和11年7月30日):別府公民館所蔵」では、金鑽武城氏(息子か?)が同じような記述をしています。

この中では左掲載のように、「是の古き一基は別府行隆の墓、一基は別府頼重の墓なりと云ひ傳ふ」とあり、言い伝えであったようです。

埼玉史談

子を陰刻す。中央に文和三年五月十一日遷とあり、左側に甲斐守藤原頼重世尊と、右側に四十一歳、法興寶貨交、下部に孝子敬記の四字を刻すにしたり、次に寛元の碑は長サ三尺八寸五分・巾一尺七寸五分あり、而して上部に蓮台の上に阿彌陀如来の種子を刻み、下部に左に寛元二年甲辰、右に二月廿日敬白とあり、唯中央に蓮台の上に文字なき圓相ありて、他に異なるものなり。又其の碑の裏面に(徑一尺一寸五分)圓相の中に大日如来の種子の梵字を陰刻せるものは他に類例少きものなり。次に四方に額縁を繞らす塔形の長サ三尺一寸・巾一尺五寸の碑あり、是の古き一基は別府行隆の墓、一基は別府頼重の墓なりと云は傳ふ。而してこの行隆墓と稱するものには梵字四行を刻す(水輪の部)他のものにはなし。

五輪塔については、「嵐山町 web 博物誌」に、

数々の武勇が伝えられる畠山重忠のゆかりの地、深谷市畠山には重忠主従の墓所と伝わる五輪塔群が安置されています。ここは 13 世紀後半から 14 世紀ごろの墓地の跡で、五輪塔の下には石組が敷かれ、蔵骨器(ぞうこつき)に火葬骨が納められていました。出土した人骨から、この墓地に埋葬(まいそう)されたのが成人だけでなく、若い女性と胎児(たいじ)もいたことがわかっています。また、阿彌陀如来の種子がある「永和 3 (1377) 年」銘の板碑も発見され、死者の霊を供養したものと思われます。

このほかにも深谷市普濟寺(ふさいじ)には、鎌倉時代の武蔵武士、岡部六弥太忠澄(おかべろくやただすみ)墓と伝えられる五輪塔があります。この塔の内部は空洞になっており、火葬された壮年男性と推測される骨が納められていました。このように、五輪塔の多くは武士とその一族の墓石や供養塔に用いられました。

別符氏の五輪塔には骨は納められていないようですので、造立した当初はその下に、蔵骨器に火葬骨が納められたものがあつたと思われませんが、板碑と一緒に整然と並べられていることから、移し替えられたと思われるため、蔵骨器は見つけられないと思います。

2. 別符氏の惣領

別符兄弟相論の関東下知状をできるだけ正確に訳すようにしてみました。

下の書状は古事類苑の集古文書に載っている関東下知状の一部です。ここには漢文を読むときの返り点が書かれており、それに従って訳してみました。「甲、乙、丙」は見えにくいので、追加して記載してあります。また、()内は注記として入れました。

下 武蔵國別府郷百姓等所、可早令自當郷内車石赤木奥宮以通于長止呂小道自河西爲大郎行助分致知行以同小道東相加太郎能行分、爲地頭致知行事、

甲・乙点
上・下点を付けた句を中にはさんで上に返って読むときに使う。または、上・下点では返り点が足りないときにも使われる。甲点・乙点・丙点・丁点の順に読む

<訳文>
下 武蔵国別府郷百姓等所、当郷内車石赤木奥宮自(より)、長止呂、小道于(を)以て通ず、河西自(より)次郎行助分爲(た)る知行致し、同小道東を以て、加える太郎能行分、相地頭爲(た)る知行^甲致^乙早く令(せ)しむ^丙べき^丁事

とあり、この書状の中ほどに、「但し親父行隆法師契約者(は)、当郷能行・行助共半分知行すべしの由、問注所之勘状于(に)見え」とあります。

「問注所の勘状」とは一種の判決草案ともいえるもので、この勘状の内容を検討し、それに誤りがなければ鎌倉殿(将軍)から安堵する旨を記された下文が与えられたようです。

これらから考えると、行隆はこの時には亡くなっていたようですが、問注所の勘状が作られていたことは、行隆の所領の配分などについて、以前にも相論があつて、そこには能行への地頭職(惣領職)と別府郷の半分、行助には別府郷の半分を譲る旨の譲状と鎌倉殿からの下文(安堵状)が提出されていたと思われ、過去にも裁決は出ていたが、行助がその裁決に従っていなかったと思われ、それで能行が再度、問注所に訴えたと思われ。

この裁決によって、能行は別府郷の地頭職と別府郷の東半分の領地を認められたと考えます。問注所では、「所領関係の訴訟を担当する司法を主な目的とし、書面や証拠書類を審査し、裁判を担当し、裁判において、訴えた者、訴えられた者が口頭弁論をすること」と定義されていたようです。

この頃には、幕府から公事が賦課された際に惣領として、公事を配分操作し一族を統括する惣領を置いたようですが、相続方法として惣領地頭職を等分に分割し、個々の諸子に納付・対応して分割をするような譲状もあるようです。

行隆は嫡子ではなく庶子であったかもしれない能行の方に惣領としての資質があると思ひ、能行に跡を継がせたように考えます。その後、公事を決めるための権利を得た東別符氏が、東光寺の修理の際に西別符氏がそれに従っていなかったことを問注所に訴えたと思われ。

関東下知状

別府太郎幸時申す、同左近太郎光綱後家尼崇恵、武蔵国東光寺修理加わらず由の事、右、当寺破損之間、去正和元年、幸時修造のところ、別符二郎左衛門尉重光、知行乍ら一方免田、寄り合わずの由、幸時依つて訴訟申す、去る正和三年九月廿八日以後、度々召符(めしふ)成る歟(や)、重光如し同五年四月十九日請文は、幸時申す東光寺修理こと、西別符郷は、母堂尼崇恵相傳知行なので、重光、陳答(弁明)能わず、**當領主**にむかい子細申べし、同年十月十四日・文保十二月廿八日両度、召すと雖も崇恵参らず、去年二月十八日、両奉行人を以て〔参河藏人邦宗 清式部六郎能定〕使者所に書き下す也、今于(に)無音の條、遁れ難い違背(違反)の咎、然らば即ち修理加えるべしといへり、依つて將軍家仰せ、下知件の如し

元応元年七月十二日

相模守平朝臣(花押)

前武蔵守平朝臣(花押)

西別符郷は西別符氏の知行としていますが、幸時は自分の事を「當領主」といっており、別府郷全体の地頭は幸時だったように思われます。

別符兄弟の相論の時には、問注所が領地などの裁決をしていたようですが、この当時は政所の裁決に移っていたようです。

或郷ノ相領守伊殿モ西別府ニ御立候。九体丈六。又代々先祖ノ菩提所西ニ立候。肝要祖父助隆東西ノ四傍に至る示書を行隆に譲られ譲状も。西別府に候。至る今西別府には北南西とて。三人の庶子候。東は是かと見て候。

庶子候。東は是かと見て候。亭間。何ノ領ナリ。東西ト分候哉。答。行隆ノ子ニ左衛門行助。治部少輔義行トテ兩人候。義行。東行助職跡候。攝州一谷ナトヘハ爲代官。東小太郎立テ見テ候。其時小太郎西國コロ一筆也。至今且那文書ニ被漏置候文書也。古別府ト書候ハ。助隆以前コロ別府ト云者有之事ヲ顯テ。古ノ字ヲ置レ候歟。亭間。九體丈六ト申ハ佛歟。菩提歟。答

永正4年(1507)頃に成立したと思われる「旅宿問答」では、

或は郷の総領守伊殿も西別府に御立ち候。九体丈六。又代々先祖の菩提所西に立ち候。肝要祖父助隆東西の四傍に至る示書を行隆に譲られ譲状も。西別府に候。至る今西別府には北南西とて。三人の庶子候。東は是かと見て候。

とありますが、この中には間違いもあります。それは、助隆が行隆に譲ったのは別府全体だった筈です。

これは推論ですが、寛元2年の板碑やそれよりも古いと思

われる板碑が 1 基、五輪塔が 2 基ありますので、

この墓所は東西に別符氏が分れた後も別符氏の墓所であったように考えます。また、

義行。東行助跡を継ぎ候。

とありますが、これは事実でなく、義行や行助も行隆の跡を継いでおり、相論の裁決の結果をいっているように思います。

旅宿問答の中で、彦右衛は、東西のどちらが惣領かの問いには、「をれ委(くわ)しく存ぜず候」と自分が西別府に居たためか、答えを濁していますが、東別符氏が惣領になったことは知っていたように思われます。

此の助隆に 4 人の子あり。次男に左衛門督侍従三位行隆、これ別府なり。三郎は奈良。四郎は玉井嫡子次男云々。

ス。此助隆ニ有四人子。次男ニ左衛門督侍従三位行隆是別府也。三郎ハ奈良。四郎ハ玉井嫡子次男云々。

これは推論ですが、「此の助隆に 4 人の子あり。次男に左衛門督侍従三位行隆、これ別府なり。三郎は奈良。四郎は玉井嫡子次男云々。」とあり、この順のまま読んでしまえば「四郎は玉井で嫡子次男」となり、意味が分りませんでした。この「嫡子次男云々」は、返り点は見られませんが、行隆に掛かる言葉だったように考えられます。助高長男の助廣の名はこの旅宿問答では見えませんが、長男は庶子で次男の行隆が嫡子で、助高は嫡子に幡羅郡の別府の地を継がせて、庶子の長男を成田へ分家させたようにも考えられます。

現在の安楽寺に、寛元 2 年の板碑やそれよりも古いと思われる板碑が 1 基、五輪塔が 2 基ありますので、この墓所は東西に別符氏が分れた前も後も、東別符氏や西別符氏の所領の地とは別に、相論の領地に含まれないところで、能行が地頭として受け継いだ墓所であったように考えます。